

協議第10号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて承認を求める。

平成19年8月20日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

一般職の職員の身分の取扱いについて

合併時に在職する富合町の一般職の職員(教育長を除く)は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、全て新市の職員として引き継ぐものとする。

職員関係の制度については、熊本市の制度に統合するものとする。

職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (一般職の職員の身分)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
10		一般職の職員の身分の取扱い				
	1	職員任用・給与	総務部会	第7回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:総務部会

協議項目	10 一般職の職員の身分の取扱い	小項目名	1 職員の任用・給与
調整方針	合併時に在職する富合町の一般職の職員(教育長を除く)は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、全て新市の職員として引き継ぐものとする 職員関係の制度については、熊本市の制度に統合するものとする 職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る		

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	

市町別内容	現況については別紙のとおり	現況については別紙のとおり	合併時に在職する富合町の一般職の職員(教育長を除く)は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、全て新市の職員として引き継ぐものとする。 職員関係の制度については、熊本市の制度に統合するものとする。 職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。
-------	---------------	---------------	--

(別紙) 両市町の現況

1. 職員定数・職員数・平均年齢・平均給料月額

現 況			
区 分	熊 本 市	富 合 町	
条例職員定数	6,800 人	93 人	
職 員 数	6,155 人	87 人	
内 訳	行 政 職	3,668 人	80 人
	技能労務職	954 人	7 人
	消 防 職	625 人	—
	医 療 職	90 人	—
	教 育 職	109 人	—
	企 業 職	709 人	—
平 均 年 齢	43 歳 0 月	45 歳 1 月	
平均給料月額	353,000 円	340,600 円	

※「平成19年地方公務員給与実態調査」より

2. 級別標準職務分類（行政職関係）

○熊本市

一 般 職 の 級 別 分 類	1 級	主事補、技師補の職務及びこれに相当する職務
	2 級	主事、技師の職務及びこれに相当する職務
	3 級	①係長の職務及びこれに相当する職務
		②主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務
	4 級	①困難な業務を行う係長の職務及びこれに相当する職務
		②困難な業務を行う主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務
	5 級	①課長補佐の職務及びこれに相当する職務
		②特に困難な業務を行う係長の職務及びこれに相当する職務
③特に困難な業務を行う主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務		
6 級	課長の職務及びこれに相当する職務	
7 級	部長職務及びこれに相当する職務	
8 級	局長の職務及びこれに相当する職務	

○富合町

一 般 職 の 級 別 分 類	1 級	主事の職務
	2 級	特に高度な知識経験を要する主事の職務
	3 級	参事の職務
	4 級	①審議員の職務
		②主幹の職務
	5 級	①課長の職務
②主席審議員の職務		
③特に重要な業務を処理する審議員の職務		
6 級	政策審議員の職務、総務課長の職務、及びその職務と同程度で長が規則で定める職の職務	

3. 初任給基準

	熊本市	富合町
初任給（高校卒）	1級13号給 141,400円	1級5号給 138,400円

4. 給料表

	熊本市	富合町
給料表(行政職)	8級制	6級制

